

現状分析修正シート

第3節 快適環境 P25～31

3-1 土地利用

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 企画財政課	○本市は東西に23.1km、南北に25.2km の広がりをもっており、市全体の面積は202.32km ² となっています。		現行計画どおり変更なし
② 企画財政課	○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林(59.8%)が占めており、それ以外は農用地(20.6%)、水面・河川・水路(4.1%)、道路(3.5%)、宅地(2.9%)、原野(0.3%)、その他(8.9%)となっています。		○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林(58.8%)が占めており、それ以外は農用地(17.4%)、水面・河川・水路(4.1%)、道路(3.7%)、宅地(3%)、原野(1.4%)、その他(11.6%)となっています。(数値:国土利用計画第二次飯山市計画H18)
③ 農林課	○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として、盆地中央部の長峰丘陵は主に畑作地として土地利用が行われています。また、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。		○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として土地利用が行われており、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。
④ 企画財政課	○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約85%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。		○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約80%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。 (委員)森林が前回より減っているが要因は? (事務局)確認しておく。

現状分析シート【第1案】(第2章第3節「快適環境」)

<p>⑤ まちづくり課</p>	<p>○本市の都市計画区域は、昭和25年に旧飯山町全域を対象として1,613ha が定められ、昭和41年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の1,083ha に変更されました。現在の用途地域面積は318ha であり、住居系が77%、商業系が8%、工業系が15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街7.2ha が特別工業地区に指定され、準防火地域として94ha が指定されています。</p>		<p>現行計画どおり変更なし</p>
<p>⑥ まちづくり課</p>	<p>○都市計画区域については、平成12年3月に策定した「飯山市都市計画マスタープラン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。</p>		<p>現行計画どおり変更なし</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl;">⑦まちづくり課</p>	<p>○農業振興地域には、用途地域、山林及び河川を除いた市域の約55%が指定されており、市域の外縁部の森林等が地域森林計画対象民有林や保安林に指定されています。</p>	<p>(事務局)先ほど意見をいただいたとおり、もう少し細かく農業について記述を行いたい。 (委員)現状を踏まえて記述を。</p>	<p>○市内の経営耕地面積は、年々減少傾向にあります。農地区分としては、水田がおよそ6割を占めている。農家の担い手不足や高齢化が進み、農家数が年々減少傾向にあり、経営耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合も年々増加しつつある。</p> <p>(経営耕地面積の推移) 表中訂正 畑 → 畑(樹園地含む) H17 畑697 田1187 H22 畑618 田1036 〈農林業センサスより〉</p> <p>(耕地面積に対する耕作放棄地面積割合) S55 耕地 3592 放棄 163 率 4.5% S60 耕地 3307 放棄 161 率 4.9% H2 耕地 3144 放棄 274 率 8.7% H7 耕地 2936 放棄 257 率 8.7% H12 耕地 2719 放棄 354 率 13.0% H17 耕地 2369 放棄 322 率 13.5% H22 耕地 1979 放棄 325 率 16.4% 〈農林業センサスより〉</p> <p>(委員)耕地の面積が半分以下になっているので、考慮したほうが良いのでは。 (委員)耕地の減少分がそのまま放棄地になっているわけではないが、どう利用されているのか。 (事務局)確認しておく。</p>
---	--	--	---

3-2 道路・交通

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 企画財政課	○本市の主要交通網は、幹線道路として国道 117 号線、292 号線及び 403 号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶ JR 飯山線が市内を南北方向に通過しています。		現行計画どおり変更なし
② 企画財政課	○自家用車の普及・増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少しており、バス路線は廃止や減便が行われ、木島から長野市へ連絡している長野電鉄河東線は平成 14 年3月をもって廃止が決定しています。		自家用車の普及・増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少している一方、高齢化の進展に伴い、交通弱者の移動手段の確保が求められています。平成24年度の新公共交通システムによる運行を目指し、平成23年度に調査事業を実施しました。
③ 企画財政課	○市の南部に接する豊田村を上越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また、北陸新幹線飯山駅の設置が予定されています。		市の南部に接する旧豊田村を上越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また、平成26年度末の北陸新幹線飯山駅開業に向けて、駅周辺整備等進めています。

<p>④ 道路 河川 課</p>	<p>○市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路のほとんどは舗装整備されていますが、道路全体の8割以上に当たる市道の舗装率は5割以下と低くなっています。</p>		<p>○市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路はほぼ 100%舗装整備されていますが、道路全体の8割以上を占める市道の舗装率は5割強と低くなっています。</p> <p>(委員)舗装率が 5 割強となっているが、今後はこの率を上げていくのかなど、見通しはわかるか。</p> <p>(事務局)担当課に確認するが、市道といっても農地の中の砂利道なども多くあるので、わかりやすく記載したい。</p> <p>(委員)生活して実感するのは、集落内の市道は100%近い舗装率だと思うし、農地内は砂利道が多いと思う。したがって市道の舗装率が5割強となっているのを 100%近くまで上げる必要はないと思う。</p>
------------------------------	---	--	--

<p>⑤ 企画財政課</p>	<p>○道路交通量は増加傾向にあり、交通渋滞や騒音、排気ガスによる大気汚染を引き起こす要因になることから、快適な都市環境の保全を図るために、一層道路整備を進めていく必要があります。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通量は平成22年度現在、減少傾向。 (委員)道路の整備も必要かもしれないが、逆に公共交通を充実させて、市内の買い物、通勤など利用しやすい交通体系を作ることも重要だと思う。 (委員)地域の交通確保は市の財政にとっても大きな負担になっていると思う。例えば、現在は市内各地に点在する居住地域を通る道路の除雪が丁寧に行われているが、これを集合住宅化することで、効率よく除雪ができる。このように住宅の集約が必要な時代が来るのかもしれない。 (事務局)いただいた意見を庁内検討会議につなぎたいと思う。ただ、それにより中山間地の荒廃が進むという面もあるので、難しい問題。 	<p>(検討中)</p>
----------------	--	--	--------------

3-3 歴史・文化

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
<p>① 学習支援課</p>	<p>○本市は、古くから信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄えた歴史をもっており、大和朝廷時代から越後・出羽開拓における重要な駅路としての役割を担ってきました。</p>		<p>(事務局)歴史についての記載は、これまで書く資料で使ってきた文章を見直し、新たに担当課で書いたものと聞いている。また次回までには、文化財一覧も表にして出す予定でいる。</p> <p>○信越県境に位置する飯山市は、豊かな自然に囲まれ、飯山盆地を北上する千曲川の恩恵を受けながら特色ある雪国文化をはぐくんできました。</p>

現状分析シート【第1案】(第2章第3節「快適環境」)

② 学習支援課	○その古い歴史を物語るように、市内には寺社を中心に多くの歴史的文化財が残されており、飯山ならではの特徴ある風土を築いています。		○歴史的には信州の北の玄関口として他地域との交流が見られるほか、国指定の小菅神社奥社、県指定の飯山城跡、恵端禅師旧跡をはじめとした多くの文化財が地域を語る貴重な財産として受け継がれています。
③ 学習支援課	○市内には、国指定文化財が6、県指定文化財が13、市指定文化財が46あります。		○一方で、生活環境の変化により利便性や普遍性が重視され、山間部を中心とした高齢化や地域的な繋がりの希薄化など、地域文化の継承が今後の重要な課題となっています。
④ 学習支援課	○多くの歴史的資源が存在することは、本市の環境を特徴づける大きな要因となっていることから、これらの資源の適正な保全と活用を図っていく必要があります。		○文化財の保護・活用を図るとともに、語り継がれた歴史、おまつりなどの年中行事にあらわれる民俗文化、食文化の中に多岐にわたる文化資源としての価値を積極的に見出し、発信し、次世代につなげていく地域づくりを推進する必要があります。
⑤ 学習支援課	○千曲川や周囲の山並みによる水と緑の環境と、歴史的資源との連携を図ることにより、地域の特性を活かした個性ある環境形成に努めていく必要があります。		(削除)

3-4 景観

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① まちづくり課	○本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれています。このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想」、「飯山市景観形成基本計画」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。		原稿どおり変更なし (委員)先ごろ「まちづくりデザイン会議」の提案がまとまったと聞いているので、修正を要すものを確認し計画の記載にも反映させていく。
② まちづくり課	○国道 117 号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜つつみ事業などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。		現行どおり変更なし
③ まちづくり課	○市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。	(委員)人形館ができ町に人も増えたが、街中に日陰や、緑が少ない。	現行どおり変更なし

<p>④まちづくり課</p>	<p>○本市の景観は、次のような5つの骨格となる要素によって形成されています。</p> <ul style="list-style-type: none">・領域の縁取り → 領域を限定する山並みや台地等・連続する軸 → 奥行きやつながりを感じる川や道・建物などの集積 → 市街地、集落、寺院群等・目印となる建造物や山 → 方向性を示す山や建造物等・まとまった広がり → まとまった田畑等		<p>現行どおり変更なし</p>
----------------	--	--	------------------

<p>⑤ まちづくり課</p>	<p>また、景観資源は、次のように6つの類型に整理することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの風景 →寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街 ・山並みや緑の風景 →山、緑 ・歴史あるものの風景 →寺社、文化財、史跡、石造物 ・川のある風景 →千曲川 ・農村や農村集落の風景 →農地、集落 ・地域の祭りやイベントの風景 →祭り、地域行事 		<p>現行どおり変更なし</p>
<p>⑥ まちづくり課</p>	<p>○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。</p>		<p>現行どおり変更なし</p>
<p>⑦ まちづくり課</p>	<p>○歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。</p>		<p>現行どおり変更なし</p>

現状分析シート【第1案】(第2章第3節「快適環境」)

<p>⑧まちづくり課</p>	<p>○平成12年3月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村及び栄村の7市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。重点地域は5つの地域に区分され、それぞれの地域の工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示・掲出の採取、広告物の表示・掲出届出を要することが定められています。</p>		<p>現行どおり変更なし (委員)「豊田村」はなくなっている。</p>
----------------	--	--	---

3-5 公園・緑地

	<p>現行計画記載</p>	<p>委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等</p>	<p>新計画原案(各担当課作成)</p>
<p>①まちづくり課</p>	<p>○本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園1か所、近隣公園1か所、街区公園が4か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。</p>		<p>現行どおり変更なし</p>
<p>②まちづくり課</p>	<p>○都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は約25㎡であり、県平均の9.6㎡を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。</p>	<p>(委員)市内に子供を遊ばせるような公園がない(長峰は遠い)。若いお母さんたちが集えるような公園が市街地にほしい。</p>	<p>現行どおり変更なし</p>

現状分析シート【第1案】(第2章第3節「快適環境」)

③ まちづくり課	○整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。		
⑦ まちづくり課	○自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。		

「第3節 快適環境」で追加した方がよい項目など